

需要場所についての特別措置 (電気自動車専用急速充電設備)の申請について

平成24年3月26日
北陸電力株式会社

当社は、本日、経済産業大臣に対して、電気自動車専用急速充電設備およびその使用に必要な負荷設備（以下「急速充電設備等」）を使用されるお客さまに対する需要場所についての特別措置の申請をいたしましたので、お知らせいたします。

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備および当該設備の使用に必要な電灯その他の付随設備をいいます。

電気自動車の普及が期待される中、急速充電設備の普及がそのための重要な要素の一つとなっていることから、急速充電設備を使用される場合に、同一敷地内で複数の需給契約を可能とするよう必要な見直しを行うことが、「規制・制度改革に係る方針」として平成23年4月8日に閣議決定されました。

これを受け、電気事業法施行規則が改正されたため、速やかに対応すべく申請を行ったものです。

1 対象となるお客さま

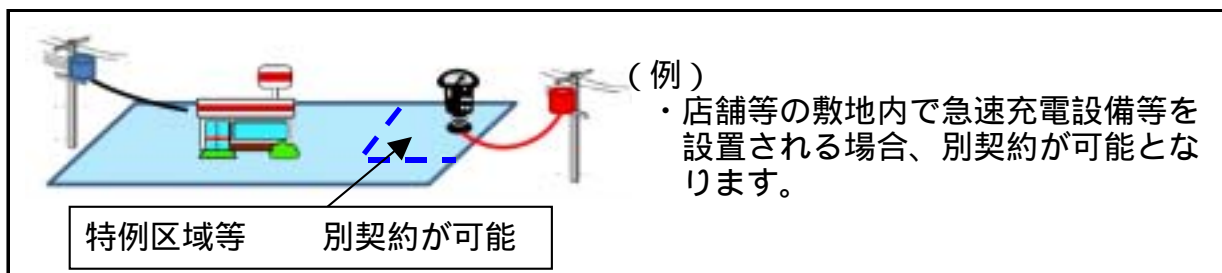
急速充電設備等を新たに使用される場合で、お申し出いただいたお客さまが対象になります。

2 特別措置の内容

急速充電設備等が設置される区域または部分（以下「特例区域等」）を1需要場所とみなすことで、特例区域等について、同一敷地内のそれ以外の区域等とは別契約とし、複数の需給契約を締結いただくことができます。

ただし、本特別措置は、1敷地につき1特例区域等に限りです。

また、特例区域等については、一定の要件を満たしていただく必要があります。詳細は、「お客さまからのお問い合わせ窓口」までお問い合わせください。



(注) 経済産業省資料『「エネルギー需給安定行動計画」等を受けた電気事業制度・ガス事業制度に係る見直しについて(案)』に掲載の図を基に作成

3 工事費のご負担

急速充電設備等を別契約とする場合に必要となる工事費は、お客さまにご負担いただくこととなります。

4 適用開始日

平成24年4月1日

5 その他

託送供給約款についても、経済産業大臣に対し、同様の申請を行っております。

以 上

お客さまからのお問い合わせ窓口

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター（フリーダイヤル 0120-167540）